

2023 年 4 月 No.147

インド

2022 年を振り返る

弁護士 山本 匡

インドは世界の中でも COVID-19 の影響を大きく受けた国の 1 つであり、2020 年 3 月にインド全土でのロックダウンを実施する等、その感染開始当初から極めて厳格な措置が講じられた。しかしながら、2022 年初頭には感染拡大も収束に向かい、行動制限や入国制限は大幅に緩和された。筆者が 2022 年末にデリー及びムンバイに出張した際、市中でマスクを付けている人々を見ることはほぼなく、パンデミック前の状況に完全に戻った感があった。

2022 年の法律・制度の施行・改正の状況は、パンデミック前を含め、ここ数年の状況と比べるとやや落ち着いていた印象を受ける。しかしながら、その内容は実際に施行されれば実務に非常に大きな影響を与える可能性がある重要なものと考えている（下記は筆者が特に注目したもののみを挙げている。なお、インド競争法改正法案は 2023 年 4 月に議会で承認されたがまだ施行されておらず、2022 年デジタル個人データ保護法案は草案段階である。）。

関連法令名・通称等	概要
インド競争法改正法案（Competition (Amendment) Act, 2022）	● 企業結合の取引価値基準（Transaction Value Thresholds）の導入 ➢ 現在の企業結合の届出基準（企業結合の当事者及びそのグループのインド国内外における資産額及び売上高）に加えて、取引額基準を導入 ➢ 結合（支配権、株式、議決権もしくは資産の取得又は合併等）に関連する取引価値（value of transaction）が 200 億ルピー（約 330 億円）を超える場合において、取引の当事者である企業がインドで実質的な事業（substantial business operations in India）を行っている場合には、インド競争委員会（Competition Commission of India、通称「CCI」）への届出が必要 ➢ 日本企業が届出不要と整理する際に依拠してきた小規模取引の除外（de minimis exemption）が取引価値基準を充足する場合には使えなくなることが想定される。 ● 審査・待機期間の短縮 ➢ 現在、企業結合の届出が行われた場合、インド競争委員会は 30 営業日以内に当該企業結合が競争に対する重大な悪影響を及ぼす可能性があるかの初期的（prima facie）な判断を行い、210 日以内に企業結合を承認するかを判断

関連法令名・通称等	概要
	➤ 改正法案では、これらをそれぞれ 20 暦日及び 150 日（更に 30 日延長可能）に短縮 ● 市場での取得 ➤ 一定の条件の下、市場での株式等の取得について企業結合の届出が不要 ● 和解（settlement）の導入 ➤ 反競争的垂直的協定（インド競争法 3 条 4 項）又は支配的地位の濫用（同法 4 条）に基づく調査について和解制度を導入
2022 年デジタル個人データ保護法案 （Digital Personal Data Protection Bill, 2022）	● 議会に提出されていた 2019 年個人情報保護法案（Personal Data Protection Bill, 2019）の廃案 ● 2022 年デジタル個人データ保護法案の公表 ➤ オンラインで収集された個人情報、オフラインで収集しデジタル化された個人情報が適用対象 ➤ 原則として同意に基づく個人情報の取得 ➤ 訂正・削除権等のデータ主体（Data Principal）の各種権利 ➤ データ受託者（Data Fiduciary）及び重要データ受託者（Significant Data Fiduciary）の各種義務 ➤ 原則としてデータ主体の同意に基づく情報の移転とデータローカライゼーション（法案上は、データローカライゼーションに関する規定なし）

[執筆者]



山本 匡（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009 年から 2017 年にかけて、インド・シンガポールで勤務。2015 年からヤンゴンにて随時勤務。新興国を中心に海外進出、各種リーガル・サポートに携わっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願いたします。